

# 平成20年4月から 新しい高齢者医療制度がはじまりました

7回目

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上のかた及び65歳以上の一定の障がいのあるかたを対象とした新たな高齢者医療制度「後期高齢者医療制度」が4月から始まりました。

医療機関で受診する際には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

また、一人ひとりに保険料を負担していただくこととなります。



後期高齢者医療被保険者証のイメージ  
銀行のカードやクレジットカードと同じ大きさです

## 保険料の年金天引きが始まります。

単身世帯の場合です(ひな型)

〒349-0292

平成20年4月1日

白岡町大字千駄野432

後期 太郎 様

後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治 印

平成20年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	後期 太郎	被保険者番号	12345678
決定年月日	平成20年4月1日	決定理由	仮徴収額を決定しました。
仮徴収額		6,300円	

### 保険料算定の基礎

賦課のもととなる所得金額	所得割率	所得割額 ×	均等割額	算出額 +
0	7.96%	0	42,530	42,530
限度超過額	軽減額	年保険料額 -	保険料額	仮徴収額
0	29,780	12,750	12,750 × $\frac{3}{6}$	6,300

後期高齢者医療仮徴収額特別徴収納入通知書

白岡町長 濱田 福司 印

平成20年度 後期高齢者医療保険料仮徴収額

徴収方法	年金天引	4月徴収保険料額	2,100円
特別徴収義務者	社会保険庁	6月徴収保険料額	2,100円
特別徴収対象年金	国民年金老齢年金	8月徴収保険料額	2,100円
特別徴収対象年金額	323,200円	仮徴収合計額	6,300円

それぞれの月に年金から天引きされる保険料額です。

次のすべてにあてはまる被保険者のかたは、平成20年4月から、保険料を年金天引き(特別徴収)の方法で納めていただきます。

対象となるかたには、後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書(特別徴収開始のお知らせになります)がお手元に届きますので、ご確認ください。

- ・平成19年8月31日の時点で国民健康保険または国民健康保険組合に加入していたかた
- ・介護保険料が年金から天引きされているかた
- ・年額18万円以上の年金を受給しているかた
- ・年金受給月の介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が、その月に受給する年金額の2分の1を超えないかた

保険料が年金天引きとならないかたにつきましては、平成20年7月に送付される納付書で納めていただきます(普通徴収)。

ただし、職場の健康保険や共済組合等の被用者保険に加入していたかたで、年額18万円以上の年金を受給しているかたは、平成20年10月から年金天引きとなります。

問合せ 保 険 年 金 課 内線142・147・148

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048(833)3222

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>